

地域情報通信振興 関連施策集

地域とともにあゆむ総合通信局・沖縄総合通信事務所

〔平成23年度〕

地域情報通信

——地域とともにあゆむ総合通信局・沖縄総合通信事務所

振興関連施策

I ICTを活用した地域活性化

地域ICT利活用広域連携事業	1
地域情報化アドバイザー制度	2
戦略的情報通信研究開発推進制度 (SCOPE)	3
国際共同製作による地域コンテンツの海外展開	5
地域情報化の推進方策に関する調査研究	6

II 地域情報基盤の整備促進 (地理的デジタル・ディバイドの解消等)

無線システム普及支援事業	
・携帯電話等エリア整備事業	7
・電波遮へい対策事業	8
・デジタルテレビ中継局整備事業	9
・辺地共聴施設整備事業	10
公共施設等の地上デジタル放送移行対策	11
辺地及び過疎対策事業債	13
情報通信利用環境整備推進交付金	14

C O N T

III 電子自治体の推進

自治体クラウド	15
地域情報化推進事業	16
地域情報プラットフォームの導入の促進	19
自治体CIO育成研修	24

IV 沖縄振興

沖縄国際情報特区構想の推進	25
---------------------	----

E N T S

地域 ICT 利活用広域連携事業

施策の目的

公共分野におけるICTの利活用を促進するため、情報通信技術面及び人材育成・活用面を中心とした課題を抽出した上で標準仕様を策定し、全国各地域における公共的な分野に関するサービスを向上させるとともに、効果的・効率的なICT利活用の促進を図る。

施策の概要

平成22年度にも実施した「地域ICT利活用広域連携事業」の成果も踏まえつつ、ICT利活用のさらなる促進を図るため、情報通信技術面及び人材育成・活用面の課題を抽出した上で標準仕様を策定し、全国各地域における公共的な分野に関するサービスの総合的向上を目指す。

その際、

- ① 複数の地方公共団体が広域連携すること
- ② ICTの導入から定着までを牽引・サポートする、地域に密着したNPO等をはじめとするICT人材の効果的な育成及びこれらICT人材を有効に活用すること

を前提とすることによって、より効率的かつ効果的なICT利活用を促進する。

(※平成23年度に新規案件は採択しない。)

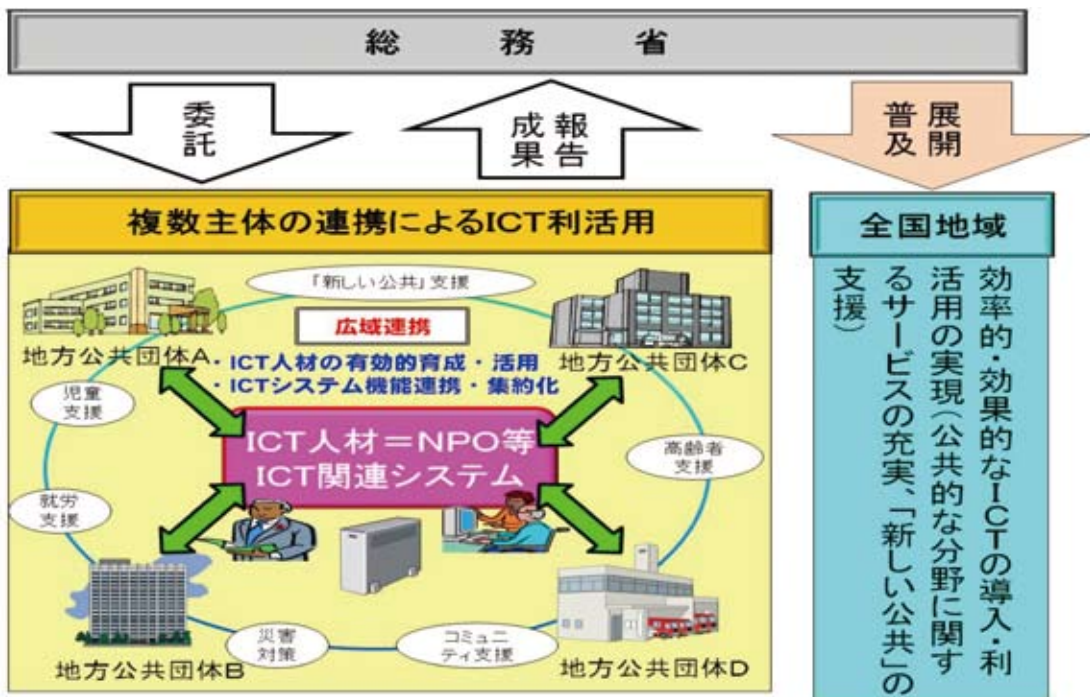
委託主体

地方公共団体（地方公共団体の推薦を受けた第3セクター・NPO法人も含む。）

予算額

平成23年度 一般会計 2,550百万円

イメージ図



担当課 情報流通行政局地域通信振興課 03-5253-5756
総合通信局情報通信振興課（室）
沖縄総合通信事務所情報通信課

地域情報化アドバイザー制度

制度の目的

ICTを地域の課題解決に活用する取組に対して、知見・ノウハウ面の支援を強化することにより、一次産業・地場産業の振興、安心・安全な社会の構築など、地域の自立・活性化に向けたICTの利活用による成功モデルの構築を推進する。また、そこで得られた知見・ノウハウを全国に普及し、ICTの構造改革力を生かした地域経済・社会の底上げを図る。

派遣状況

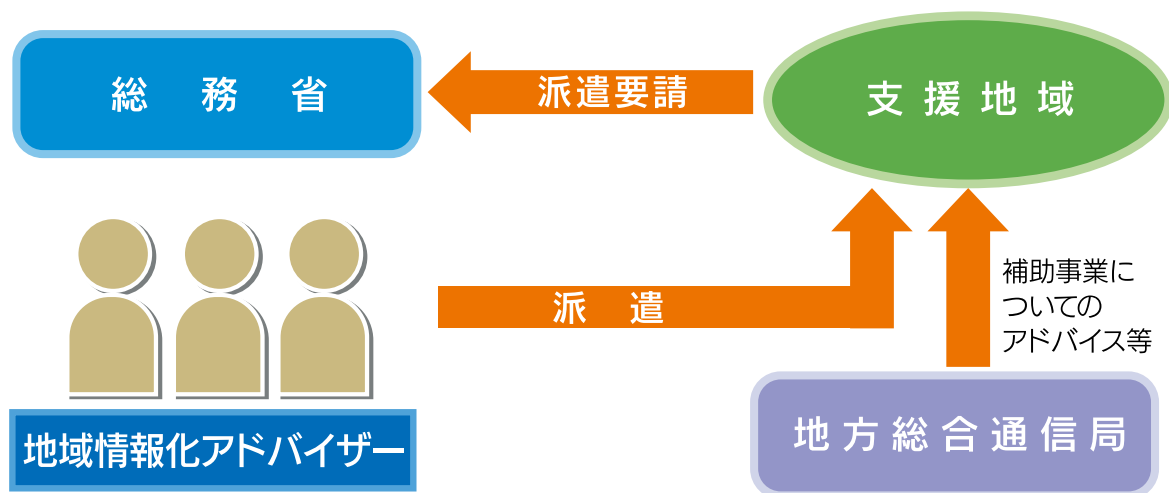
平成19年度	9件
平成20年度	89件
平成21年度	60件
平成22年度	7件

※平成23年1月末の派遣状況

制度の概要

地域の要請に基づき、総務省からの委嘱を受けた地域情報化アドバイザーを派遣し、当該地域の情報化を「基盤」「利活用」「人材」の3つの側面から助言する。「一次産業・地場産業の振興」「テレワークによる雇用活性化」「ICTを活用した観光振興」など、地域の要請に応じて適切な地域情報化アドバイザーを派遣する。

イメージ図



戦略的情報通信研究開発推進制度 (SCOPE)

～情報通信分野における戦略的な競争的研究資金～

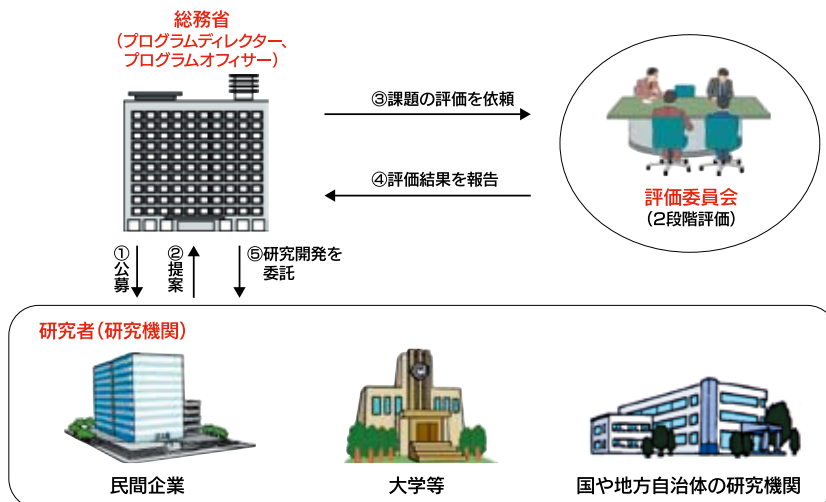
Strategic Information and Communications R&D Promotion Programme (SCOPE)

戦略的情報通信研究開発推進制度 (SCOPE) は、情報通信技術 (ICT) 分野の研究開発における競争的研究資金制度※です。総務省が定めた戦略的な重点研究開発領域における目標を実現し、ICT 分野におけるイノベーションを生み出すために、国際競争力の強化、国民の安心・安全の確保、地域の活性化などに貢献して豊かなユビキタスネット社会を築く独創性・新規性に富む研究開発を支援する制度です。

※競争的研究資金とは、広く一般の研究者等を対象に研究開発課題を募り、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づき採択された課題を実施するための研究資金を配分する制度です。

制度の概要

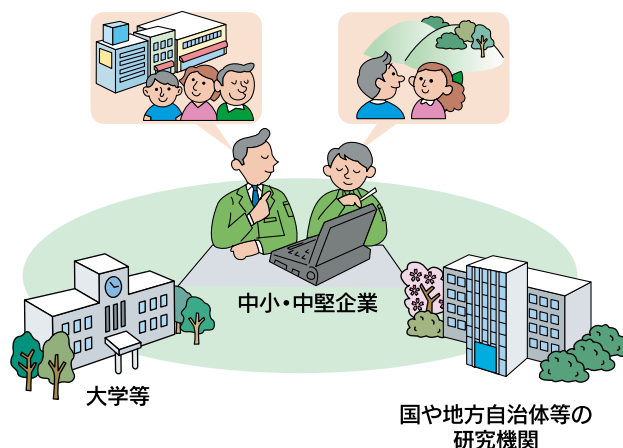
- 以下の3つのプログラムにおいて研究開発課題を公募
 - ICT イノベーション創出型研究開発
ユビキタスネット社会を実現するために総務省が設定した ICT に関する戦略的な重点研究開発領域において、イノベーションを創出する独創性や新規性に富む基礎的・萌芽的な研究開発課題の提案に対して研究資金を支援
 - 若手 ICT 研究者育成型研究開発
ICT 分野の研究者として次世代を担う若手人材を育成するために、若手研究者（個人またはグループ）が提案する研究開発課題に対して研究資金を支援
 - 地域 ICT 振興型研究開発
ICT の利活用によって地域貢献や地域社会の活性化を図るために、地域に密着した大学や、地域の中小・中堅企業等が提案する研究開発課題に対して研究資金を支援
- 2段階評価による厳正な評価を実施
- 研究費とは別に間接経費（直接経費の30%以内）を配分
- プログラムディレクター (PD)・プログラムオフィサー (PO) による管理・評価体制の充実
PD：制度と運用について統括する研究経験のある高い地位の責任者
PO：プログラムや課題の選定、評価、フォローアップ等の実務を行う研究経験のある責任者



地域 ICT 振興型研究開発

本プログラムは、ICT の利活用により地域固有の社会的・経済的課題を解決し、地場産業の振興や創出、地域住民の生活向上など地域社会・経済活動を活性化するために、地域の大学や中小・中堅企業、地方自治体の研究機関等に所属する研究者が提案する研究開発課題に対して研究資金を支援するものです。プログラムの概要は、次のとおりです。

- 1 対象：
 - 地域の情報通信技術の振興・向上を担う地方大学や地域の中小・中堅企業、地方自治体の研究機関等
- 2 研究費：
 - 単年度1件あたり最大1,000万円（間接経費別途配分）
- 3 研究期間：
 - 最長2年間
- 4 評価のポイント：
 - 主として地域性向上の可能性の観点（以下のいずれかの観点で評価できる研究開発であること。）
 - a) 当該地域固有の社会的・経済的課題に対し、情報通信技術の面から解決できる課題であるか
 - b) 研究成果を活用して地場産業の振興、新規事業の創出、地域住民の生活向上等、地域社会・経済活動の活性化に寄与できる課題であるか
 - c) 地域の研究機関のポテンシャル（人材育成等）の向上に寄与できる課題であるか



予算額等

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
応募件数	375件	405件	341件	273件	300件	294件	249件
※地域ICT振興型研究開発	(39件)	(65件)	(43件)	(71件)	(92件)	(109件)	(95件)
採択件数	47件	46件	43件	50件	54件	54件	52件
※地域ICT振興型研究開発	(5件)	(9件)	(10件)	(20件)	(30件)	(31件)	(27件)
予算額 (継続課題等を含む。)	30.8億円	31.8億円	32.1億円	29.5億円	25.7億円	21.8億円	17.9億円

※16年度～18年度は、「地域情報通信技術振興型研究開発」として実施しました。

その他

本制度のホームページ (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope) を開設しております。他のプログラムの概要や公募の方法、過去に採択になった研究開発課題等の情報を掲載しておりますので、ご覧下さい。

担当課 情報通信国際戦略局技術政策課 03-5253-5725
 総合通信局情報通信部 情報通信連携推進課・電気通信事業課・情報通信振興室
 沖縄総合通信事務所情報通信課

国際共同製作による地域コンテンツの海外展開

地方の放送局や番組製作会社等が、各地の物産・観光資源等を紹介する地域コンテンツを海外の放送局と共同製作し、海外の放送局等を介して世界に発信することにより、地域コンテンツの海外展開を促進する。

施策の背景、課題等

新成長戦略において、「クール・ジャパンの発信、輸出、海外展開施策の実施」を通じて、コンテンツ産業を含めた我が国の産業の国際競争力を図ることが経済成長に大きく貢献するとされており、本施策については、日本の各地域の物産・観光資源等を紹介するコンテンツを海外へ発信することにより我が国の認知度の向上、日本への観光客の増加や地域製品の販売拡大等、地域活性化の効果が期待されるものである。

施策の具体的内容

地域の放送局や番組製作会社が、各地域のコンテンツ（観光資源等の情報番組）を海外の放送局と共同製作し、海外の放送局等を介して世界に発信するための調査・分析等を実施する。

イメージ図



予算額

平成23年度予算額 一般会計 92百万円

担当課 情報流通行政局情報通信作品振興課 03-5253-5739
総合通信局情報通信連携推進課（一部、地域通信振興課）
沖縄総合通信事務所情報通信課

地域情報化の推進方策に関する調査研究

総合通信局において、地域に密着して先進的なICT利活用を中心とした普及・啓発などを実施。

施策の概要

(1) 全体概要

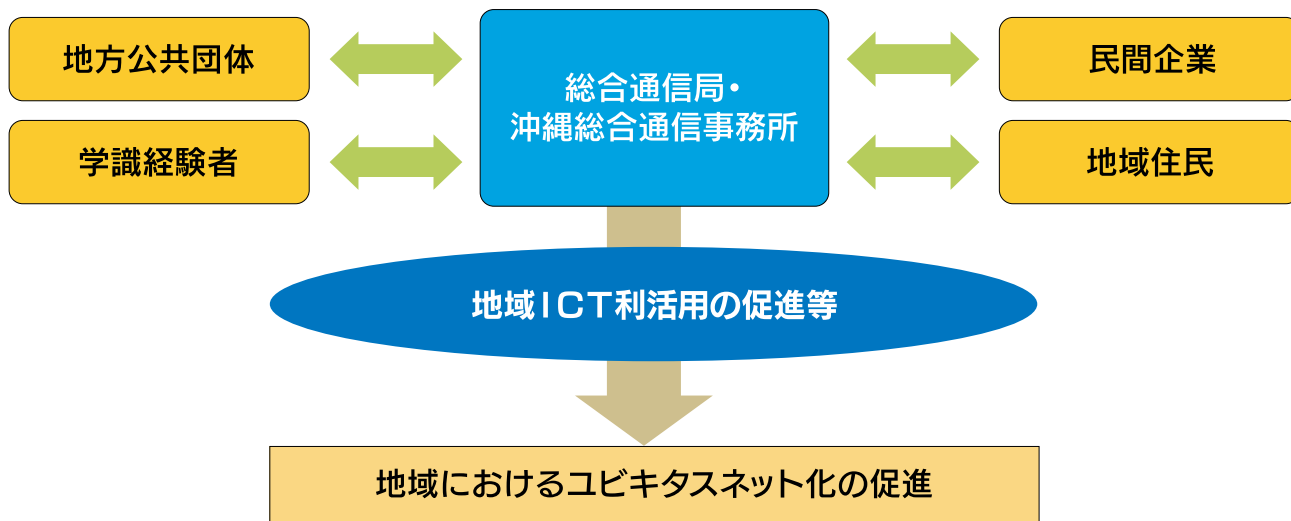
総合通信局において、地域固有の実情を反映した地域情報化のための普及活動等を実施するものである。

(2) 具体的内容

平成23年度においては、ICTの利活用に

よる地域社会の活性化や地域諸課題の解決を促進するため、総合通信局の職員が、各地域に赴き、先進的なICT利活用を中心とする優良事例や国の関連施策の周知・啓発、広域連携をはじめとしたICT導入に係る相談・アドバイス等の実施により、地域におけるきめ細やかなICTの効果的・効率的な利活用を促進する。

イメージ図



無線システム普及支援事業 （電波遮へい対策事業）

高速道路トンネル等の閉塞地域において、移動通信中継施設等の整備を行う一般社団法人等に対して、国がその設置費用の一部を補助します。

施策の目的

高速道路トンネル等の閉塞地域といった人工的な構築物により電波が遮へいされる地域においても、携帯電話等が利用できるようにし、電波の適正な利用を確保します。

施策の概要

- ア 事業主体：一般社団法人等
- イ 対象地域：高速道路トンネル等
- ウ 対象施設：移動通信中継施設等（無線設備、光ケーブル等）
- エ 国の補助率：1/2（対象地域が鉄道トンネルの場合1/3）

予算額

平成23年度 一般会計 2,000百万円

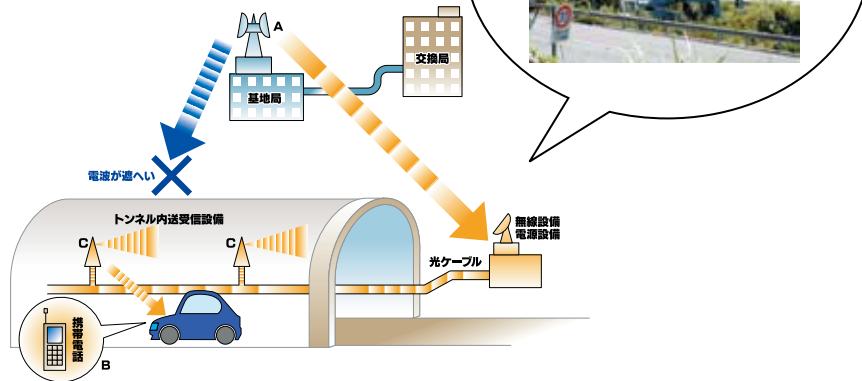
実施状況

平成18年度	74事業
平成19年度	79事業
平成20年度	125事業
平成21年度	66事業
平成22年度	47事業

※平成22年度は、12月末の交付決定数

イメージ図

●高速道路トンネル等



担当課 総合通信基盤局電波部移動通信課 03-5253-5894
総合通信局陸上課、沖縄総合通信事務所無線通信課

無線システム普及支援事業 （デジタルテレビ中継局整備事業）

地上デジタルテレビ放送への移行に伴い発生した「新たな難視」地区の対策として当該地区の難視聴解消を目的とするデジタルテレビ中継局の整備及び置局格差を解消するための後発民放のデジタルテレビ中継局の整備に対する支援を実施。

施策の目的

- ① 難視聴対策用デジタル中継局整備
地上デジタル放送への完全移行に伴う「新たな難視」対策を円滑に推進するため、「地上デジタル放送難視地区対策計画」に対策手法として明示され、当該地区の難視聴解消を目的とするデジタルテレビ中継局の整備（新設・改修）を行う場合に国がその整備費用の一部を補助
- ② 後発民放のデジタル新局整備
同一の放送対象地域内にアナログテレビ中継局の置局格差がある場合に、その格差を解消するために後発民放の地上デジタルテレビ中継局の整備を行う場合に、国がその整備費用の一部を補助

施策の概要

- ア 事業主体 一般社団法人等、都道府県、市町村
又は一般放送事業者
- イ 対象地域
- ① 難視聴対策用デジタル中継局整備：地デジ難視地区対策計画掲載地域
 - ② 後発民放のデジタル新局整備：一部の放送の中継局が未整備であることにより、当該放送が視聴できない地域
- ウ 対象施設 中継局施設（局舎、鉄塔等）
- エ 補助率
- ①：2/3
 - ②：1/2

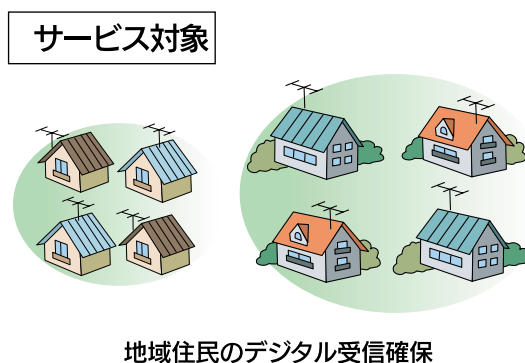
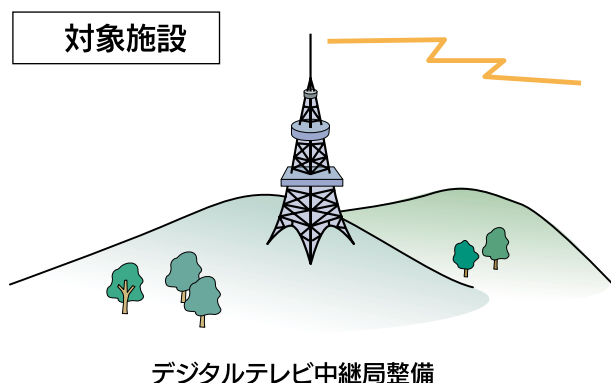
予算額

平成23年度 一般会計 1,998百万円

地方財政措置

辺地債、過疎債等

イメージ図



担当課 情報流通行政局デジタル放送受信推進室 03-5253-5949
総合通信局放送課
沖縄総合通信事務所情報通信課

無線システム普及支援事業 （辺地共聴施設整備事業）

地上放送のデジタル化の達成に必要な送受信環境の整備の推進を通じ、2011年のデジタル完全移行を確実なものとし、もって電波の有効かつ公平な利用を確保するため、山間部等における共聴施設の整備に対する支援を実施。

施策の目的

山間部等においてデジタルテレビジョン放送を受信するために共聴施設を整備する者に対して国がその整備費用の一部を補助。

予算額

平成23年度 一般会計 3,756百万円

地方財政措置

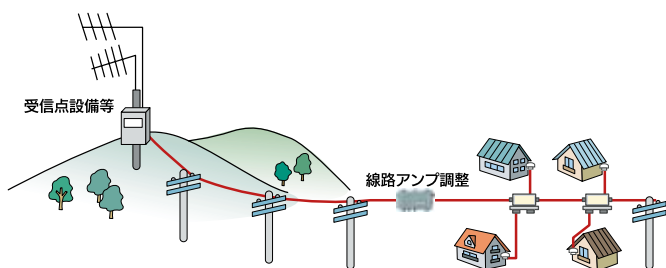
過疎債、辺地債等

施策の概要

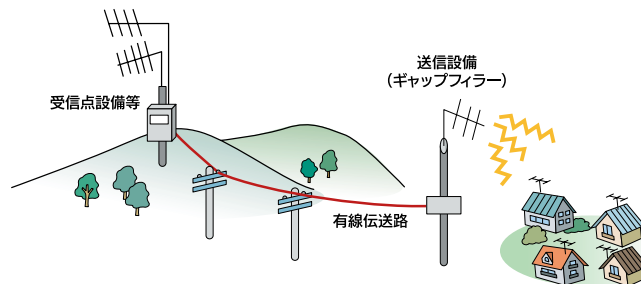
- ア 事業主体 市町村又は共聴施設の設置者
イ 対象地域 山間部などデジタルテレビジョン放送の視聴が困難な地域
ウ 対象施設
①有線共聴施設：受信点設備の移設費、改修費等（新設又は改修）
②無線共聴施設：受信点設備、有線伝送路、送信設備等の整備費（新設又は置換）
（①②については、改修又は、新設に伴い新たに発生する電柱共架料を含む）
③ケーブルテレビ等への移行：ケーブルテレビ又は有線役務利用放送へ移行する場合の初期費用及び既設施設の撤去費用
エ 補助率
①施設の新設 2/3※
②施設の改修・置換 1/2※
③ケーブルテレビ等への移行 1/2
※ただし、1kmを超える伝送路設備部分は 10/10
- 注）有線共聴施設及びケーブルテレビ等への移行の場合は、各世帯当たりの費用が3万5千円を超える場合が補助対象

イメージ図

(1) 有線共聴施設の場合



(2) 無線共聴施設の場合



担当課 情報流通行政局デジタル放送受信推進室 03-5253-5949
総合通信局放送課・有線放送課
沖縄総合通信事務所情報通信課

公共施設等の地上デジタル放送移行対策

平成23年7月の地上デジタル放送完全移行に備えて、庁舎、公立学校等の公共施設又は公用施設のデジタル放送の受信環境を早急に整備するため、新たに、普通会計で実施するアンテナ等工事に要する経費等について、平成22年度に引き続き、平成23年度においても地方財政措置による支援を実施します。

施策の概要

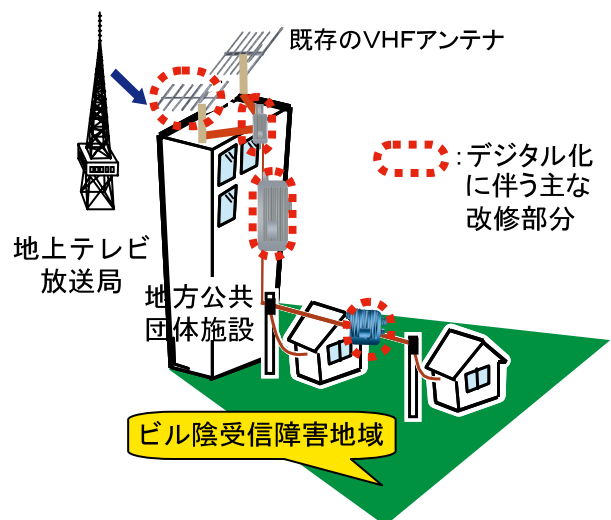
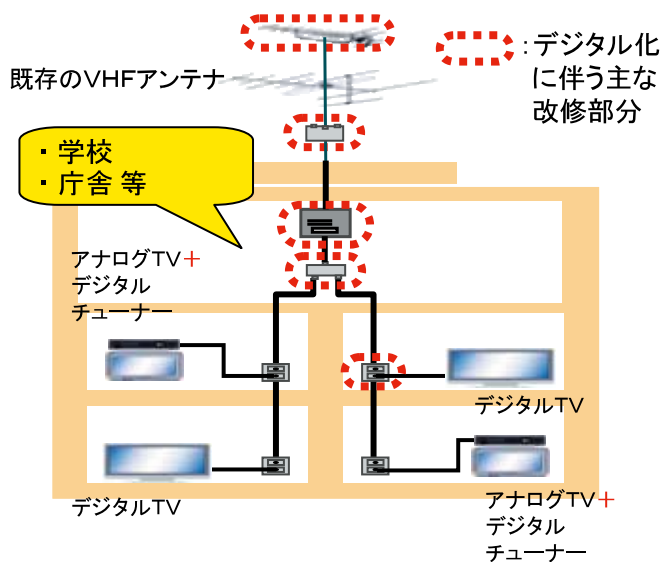
地上デジタル放送対応のためのアンテナ等工事等の経費（1施設の事業費が100万円を超えるもの。）について、以下のとおり地方債（充当率75%、元利償還金の30%について事業費補正方式により基準財政需要額に算入）を措置。（※注）

- (1) 公立学校施設：学校教育施設等整備事業債（公共施設等地上デジタル放送移行対策事業）
- ① 文部科学省所管「安全・安心な学校づくり交付金」を受けて又は単独で実施する公立小・中学校、公立特別支援学校及び単独で実施する公立幼稚園、公立高等学校のアンテナ等工事（当該工事と併せて整備するデジタルテレビ又はデジタルチューナーを含む。）
 - ② 公立小・中学校、公立特別支援学校、公立幼稚園、公立高等学校の施設を原因とするテレビの難視聴解消のための受信障害対策共聴施設の新設又は改修

- (2) 庁舎等の施設（(1)の施設を除く）：一般単独事業債・一般事業債（公共施設等地上デジタル放送移行対策事業）
- ① 庁舎等の公共施設又は公用施設（公営住宅、職員公舎は除く。）のアンテナ等工事（当該工事と併せて整備するデジタルテレビ又はデジタルチューナーを含む。）
 - ② 庁舎等の公共施設又は公用施設を原因とするテレビの難視聴解消のため普通会計で実施する受信障害対策共聴施設の新設又は改修

(注) 詳細については、下記担当課までお問い合わせ下さい。

イメージ図



担当課 (1) について
文部科学省 生涯学習政策局 参事官（学習情報政策担当）付メディア係 03-6734-2659

(2) について
情報流通行政局 地上放送課 デジタル放送受信者支援室 03-5253-5792

辺地及び過疎対策事業債

辺地債・過疎債共通事項

平成22年度地方債同意等基準（抄）

[平成22年総務省告示第133号]

平成22年度地方債同意等基準運用要綱等について（抄）

[H21.4.1 付総財地第79号、総財公第34号、総財務第131号]

第二 協議団体に係る同意基準

二 協議に当たっての事業区分

1 一般会計債

(6) 辺地及び過疎対策事業

イ 辺地対策事業については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定による総合整備計画に基づいて実施する公共的施設の整備について市町村が必要とする経費を対象とするものとする。

ロ 過疎対策事業については、過疎地域の市町村が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定による過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う同法第12条第1項に定める出資及び施設の整備につき当該市町村が必要とする経費及び同法第12条第2項に定める地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が過疎地域自立促進市町村計画に定めるもの（当該事業の実施のために地方自治法第241条の規定により設けられる基金の積立てを含む。）の実施につき当該市町村が必要とする経費を対象とするものとする。

ただし、同法第12条第2項の規定に基づく地方債については、同項に基づき算定した額の範囲内の額を対象とするものとする。

第一 簡易協議等手続に関する事項

二 一般会計債に関する事項

6 辺地及び過疎対策事業

(1) 辺地対策事業

(ハ) 電気通信に関する施設とは、難視聴解消若しくは地上デジタル放送対応のための放送局に係る施設の整備事業、無線システム普及支援事業として行う移動通信無線局に係る施設整備事業、ブロードバンド・ゼロ地域解消事業として行う施設整備事業、その他の辺地の格差是正等のために必要な事業をいうものであり、例示すると次のとおりであること。

a 有線放送電話業務及び有線ラジオ放送業務並びに有線テレビジョン放送に係る施設・設備（難視聴解消のための共同受信施設を含む。）

b 電波遮へい対策事業費等補助金を受けて実施する共聴施設（受信障害対策共聴施設を除く。）の新設又は改修に係る施設・設備、又は別に定めるところにより単独事業として実施する共聴施設の改修に係る施設・設備

c 難視聴解消のため、一般放送事業者、総務大臣若しくは都道府県知事の設立認可を受けた情報通信格差是正事業法人が設置する、又は電波遮へい対策事業費等補助金を受けて整備する放送法（昭和25年法律第132号）第2条第3号に基づく放送局に係る施設・設備

d 電波遮へい対策事業費等補助金の交付を受け、又は別に定めるところにより単独事業として実施する電波法（昭和25年法律第131号）第2条第5号に基づく無線局の

- うち移動通信無線局に係る施設・設備
- e 地域における公共施設等を結ぶ情報通信ネットワークを活用して超高速インターネットアクセスを可能とする加入者系光ファイバ網その他の高速・超高速インターネットアクセスを可能とする通信施設・設備、又は別に定めるところによりブロードバンド・ゼロ地域解消事業として電気通信事業者が設置する施設・設備
- f 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく端末設備及び電気通信設備並びにこれら設備の設置に係る施設・設備
- g 電波法第2条第3号に基づく無線電話

- (イ) 有線放送電話業務及び有線ラジオ放送業務並びに有線テレビジョン放送に係る施設・設備（難視聴解消のための共同受信移設を含む。）
- (ロ) 電波遮へい対策事業費等補助金を受けて実施する共聴施設（受信対策共聴施設を除く。）の新設若しくは改修に係る施設・設備、又は別に定めるところにより単独事業として実施する共聴施設の改修に係る施設・設備
- (ハ) 難視聴解消のため、一般放送事業者、総務大臣若しくは都道府県知事の設立認可を受けた情報格差是正事業法人が設置する、又は電波遮へい対策事業費等補助金を受けて整備する放送法（昭和25年法律第132号）第2条第3号に基づく放送局に係る施設・設備
- (ニ) 電波遮へい対策事業費等補助金の交付を受け、又は別に定めるところにより単独事業として実施する電波法（昭和25年法律第131号）第2条第5号に基づく無線局のうち移動通信無線局に係る施設・設備
- (ホ) 地域における公共施設等を結ぶ情報通信ネットワークを活用して超高速インターネットアクセスを可能とする加入者系光ファイバ網その他の高速・超高速インターネットアクセスを可能とする通信施設・設備、又は別に定めるところによりブロードバンド・ゼロ地域解消事業として電気通信事業者が設置する施設・設備
- (ヘ) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく端末設備及び電気通信設備並びにこれら設備の設置に係る施設・設備
- (ト) 電波法第2条第3号に基づく無線電話

平成22年度における過疎対策事業債の地方債同意等基準運用要綱について（抄）

[H22.4.22 付総財務第144号]

7 過疎対策事業の対象事業は、法第12条第1項及び第2項並びに過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第6条に、それぞれ定められているところであるが、その留意事項は、次のとおりであること。

二 電気通信に関する施設とは、難視聴解消若しくは地上デジタル放送対応のための放送局に係る施設の整備事業、無線システム普及支援事業として行う移動通信無線局に係る施設整備事業、ブロードバンド・ゼロ地域解消事業として行う施設整備事業、その他の辺地の格差是正又は過疎地域の自立促進等のために必要な事業をいうものであり、施設を例示とすると次のとおりであること。

情報通信利用環境整備推進交付金

施策の目的

すべての世帯でのブロードバンドサービス利用の実現を目指して、超高速ブロードバンドの利活用向上を念頭に置きつつ、利活用の基盤となるインフラ整備を促進するため、教育・医療等の公共アプリケーションの導入を前提とした超高速ブロードバンド基盤整備を実施する地方公共団体を支援します。

- ② 超高速ブロードバンド未整備地域
- ③ 整備対象地域において利用世帯数が充分に見込まれる地域

(3) 補助率：1/3

(4) 補助対象

- ① 本体施設（光電変換装置、線路設備、ヘッドエンド装置、無線アクセス装置 等）
- ② 附帯施設（局舎施設、電源供給施設、構内伝送路 等）

施策の概要

(1) 対象者

- ① 市町村
- ② 合併市町村又は連携主体

(2) 対象地域等（以下の条件を全て満たす地域）

- ① 過疎等の条件不利地域を含む地域

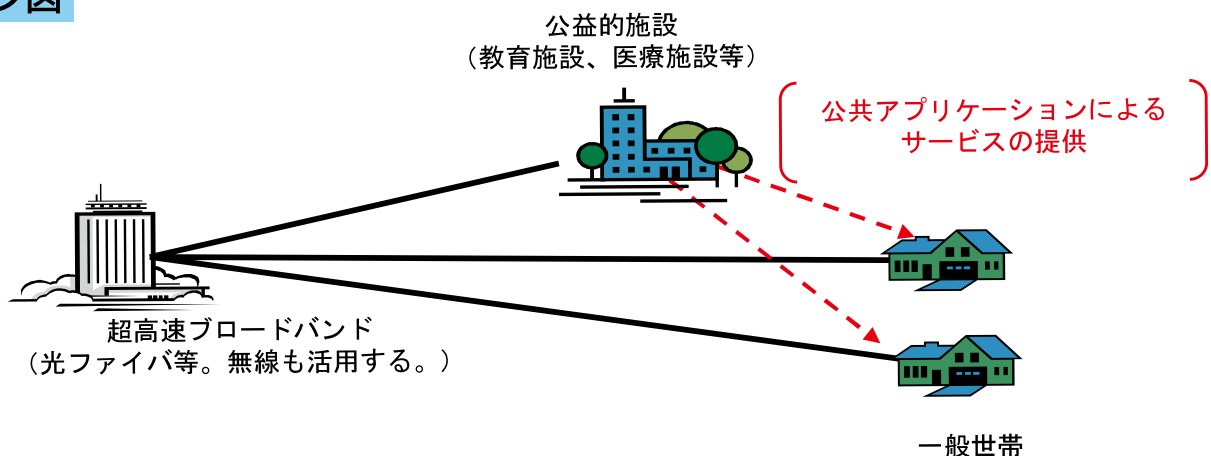
予算額

平成23年度 一般会計 2,400百万円

地方財政措置

過疎債、辺地債、合併特例債 等

イメージ図



Ⅲ 電子自治体の推進

自治体クラウド

地方公共団体における行政コストの圧縮や実質的な業務の標準化の進展、住民サービスの向上のための電子自治体の確立に向け、地方公共団体業務に対するクラウドの導入に向けた取組を支援します。

推進本部の設置

総務大臣を本部長とし、関係部局が一丸となって自治体クラウドを総合的かつ迅速に展開するため「自治体クラウド 推進本部」を設置しました。
(平成22年7月30日)

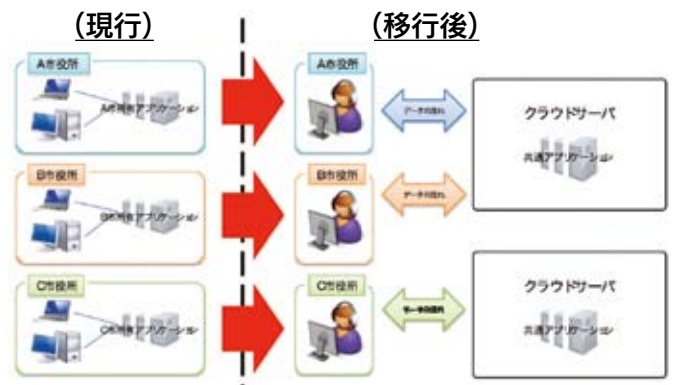
クラウド化に対する支援

平成23年度は、地方公共団体における行政コストの圧縮や実質的な業務の標準化の進展、住民サービスの向上のための電子自治体の確立等に向けた取組を支援するため、複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用に向けた計画策定や情報通信基盤の整備構築に対し、特別交付税等の財政措置を講ずることとしています。

自治体クラウド・モデル団体支援事業（予定）

平成23年度は、自治体クラウドへ移行する団体をモデル団体として、移行に係る具体的な課題の抽出と解決への取組を実施し、市区町村が自治体クラウドへの移行に際して解決しなければならない諸課題について、モデル団体での実証を基に検証を行い、その成果を全市区町村で共有することとしています。

クラウド導入のイメージ



地域情報化推進事業

行政の簡素・効率化、透明化及び国民の利便性の飛躍的向上をもたらす電子自治体の実現並びにITを活用した活力ある地域社会の実現に向け、高速・超高速ネットワークインフラの整備をはじめ必要な施策に対して地方財政措置を講じる。

普通交付税措置

1. 電子自治体の推進

電子自治体の実現に向けた体制整備、インフラ整備、セキュリティ対策等の取組を推進

●地方公共団体における体制整備に要する経費（地域IT化の推進経費）

地域ITを推進するための計画策定、オンライン利用促進、人材育成、インターネット接続環境整備、事務の電子化に伴う業務・システムの最適化、IT調達の適正化に資する方策の調査研究に要する経費

●庁内LANの整備に要する経費

庁内LANに接続した1人1台パソコンの配備に要する経費（パソコン、プリンタ、サーバー）

●総合行政ネットワーク（L GWAN）の運営に要する経費

L GWAN運営に係る都道府県負担金、L GWANサービス提供設備リース料、保守料、回線使用料

●地域公共ネットワークの維持管理に要する経費

都道府県情報ハイウェイ及び地域公共ネットワークの維持管理経費（保守料・修繕費・コンテンツ更新料等）

●申請・届出等手続のオンライン化のためのシステム構築に要する経費

申請・届出等の汎用受付システムのハードリース料、保守料及び改良費

●公的個人認証サービスの運営に要する経費

公的個人認証サービスの認証局運営にかかる都道府県負担金、市町村の受付端末のリース料、保守料、普及啓発経費

●歳入・入札手続の電子化のためのシステム構築に要する経費

歳入・入札手続システムのハードリース料、保守料

●地方税申告の電子化のためのシステム構築に要する経費

地方税申告システムのハードリース料、保守料

●地域情報システム導入経費

保健、医療、福祉、教育、文化等の分野における多様なサービスの提供、サービスの質的向上を図るための住民サービス情報通信システム（ソフトウェア）等の導入に要する経費

●セキュリティ対策経費

セキュリティ対策に必要なファイアウォール、ウイルス対策ソフト等の導入、セキュリティポリシー充実検討のための諸経費、セキュリティ監査の実施に要する経費

●セキュリティ対策訓練経費

セキュリティ研修の開催及び参加に要する経費

●統合型地理情報システム（GIS）の整備に要する経費

統合型GISの導入に必要なサーバー、ビューアー等機器に要する経費

●地域文化デジタル化事業推進費

地域の博物館や美術館等の文化施設に保存されている有形の文化財や、地域の祭礼等の無形の文化財等をデジタル・データ化し、インターネットで情報発信するための経費（静止画、音声等のデジタル化に要する経費）

●地域情報発信対策経費

都道府県が実施する以下の事業に要する経費
L ASCOMの地域衛星通信ネットワークを利用して全国に向けて地域情報を発信するために要する経費（衛星施設運営費負担金、地域映像情報番組制作料）

2. IT活用住民生活向上対策

地域住民の情報リテラシーの向上など誰もがITを利用できる社会を実現するための取組を推進

●IT基礎技能講習事業の推進に要する経費

地域住民の情報リテラシーの向上を目的に、地方公共団体が主体となって実施するIT基礎技能講習に要する経費

●地域ITリーダー育成・確保事業の推進に要する経費

地域住民のIT実践をサポートする地域ITリーダーの育成・確保に要する経費

●IT基礎技能住民サポートセンターの運営に要する経費

公民館・図書館等の社会教育施設や、郵便局、学校施設をIT基礎技能住民サポートセンターとして整備し、活用・運営するために必要な経費

特別交付税措置

●統合型地理情報システム（GIS）導入における共用空間データの整備に要する経費

統合型GISの導入に必要な共用空間データ整備費等に0.5を乗じた額に、財政力指数に応じた乗率を乗じて得た額

●地域文化デジタル化事業に基づくコンテンツ作成

地域文化デジタル化事業に基づくコンテンツの作成に要する経費に0.5を乗じて得た額

●地域映像情報発信事業に要する経費

LASCOMの地域衛星通信ネットワークを用いた地域映像情報発信事業に要する経費（番組制作費等）に0.5を乗じて得た額

●住民票の写し等の自動交付機の導入に要する経費

住民票の写し等の自動交付機を導入している市町村に対し、導入台数に150万円を乗じて得た額と150万円とを合算して得た額

●ケーブルテレビによる公共情報サービスに要する経費

ケーブルテレビの公共情報専用チャンネルにより、公共情報番組の放映を実施している市町村について、公共情報番組の制作及び放映に要した経費に0.5を乗じた額に、財政力指数に応じた乗率を乗じて得た額

●移動通信用の鉄塔施設の整備に要する経費

市町村が行う移動通信用鉄塔施設整備事業（地方単独事業）に対し、道府県が交付した補助金の額に0.5を乗じた額に、財政力指数に応じた乗率を乗じて得た額

●テレビ等難視聴解消対策に要する経費

情報通信格差是正事業に該当しない事業で、テレビ等難視聴解消対策に要する経費に0.3を乗じて得た額

●地上デジタルテレビ中継局整備に要する経費

地上デジタルテレビ整備事業（国庫補助）に対し、道府県が交付した補助金の額及び市町村負担額に0.5を乗じて得た額

●携帯電話等エリア整備事業に要する経費

携帯電話等エリア整備事業（国庫補助）に対し、道府県が交付した補助金の額に0.5を乗じた額に、財政力指数に応じた乗率を乗じて得た額

●辺地共聴施設整備事業に要する経費

市町村が行う辺地共聴施設設備事業（国庫補助）に対し、道府県が交付した補助金の額及び市町村

負担額に0.3（加入世帯が20世帯以下の事業は0.5）を乗じて得た額

●ケーブルテレビ幹線対策に要する経費

ケーブルテレビ幹線対策事業（国庫補助）に対し道府県が交付した補助金の額及び市町村負担額に0.5を乗じて得た額

●デジタル受信機等支援事業に要する経費

道府県及び市町村が行うデジタル受信機等支援事業（単独事業）に対し、道府県及び市町村負担額に0.5を乗じて得た額

地域活性化事業債（地域情報通信基盤整備事業）

地域間格差の是正や活力ある地域社会の形成に資するため、高速・超高速ネットワークインフラ等の整備を推進

●公共施設等を接続するネットワークの整備

対象：地方単独事業

国庫補助事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、情報通信利用環境整備推進交付金）

内容：学校、公民館、図書館、庁舎等を接続するネットワーク構築のためのネットワーク管理設備、構内伝送路、ネットワーク接続設備、伝送施設、送受信設備、情報提供端末等の整備であって、インターネット等に接続することにより高度な公共サービスの提供や地域の活性化に資するもの。

●条件不利地域における加入者系光ファイバ網等の整備

対象：地方単独事業

国庫補助事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、情報通信利用環境整備推進交付金）

内容：条件不利地域及び（※）民間事業者による整備見込みのない地域において実施する、デジタル加入者回線設備、衛星通信施設並びに公共施設等を結ぶ情報通信ネットワークを活用した加入者系光ファイバ網及び無線アクセス設備の整備。（※）地方単独事業に限る

●行政情報の提供等を目的とするケーブルテレビの整備

対象：地方単独事業
 国庫補助事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）
 内容：行政情報や映像情報等を提供するために地方公共団体が整備するケーブルテレビ。

●辺地共聴施設の新設及び改造事業

対象：地方単独事業
 国庫補助事業
 内容：デジタル放送移行による難視聴を解消するための辺地共聴施設の新設事業及び地上放送のデジタル化に対応するための辺地共聴施設の改造事業。

●地域衛星通信ネットワークの整備

対象：地方単独事業
 内容：L A S C O M の地域衛星通信ネットワーク整備のための地球局の整備及び無線設備等の整備。

●地域情報拠点施設の整備

対象：地方単独事業
 内容：地域の情報化を推進するための拠点となる情報センター等の建設、公共施設等における情報化推進コーナー等の整備であって、地域住民への研修や地域情報発信等に直接必要となる機能を有するもの。

●共同処理センターの整備

対象：地方単独事業
 内容：共同処理センター（電子申請等の住民サービス業務及び住民サービス業務と連携した業務を複数の地方公共団体が共同して推進するためのシステム及び施設等）の整備。

地域情報通信基盤整備事業（ハード事業）に対する財政措置

国庫補助事業 国庫補助	補助裏	
国庫補助金	地方債90%	一般財源 10%
	30%交付税措置	
○地方単独事業（特に推進すべきもの）		
	地方債90%	一般財源 10%
	30%交付税措置	

普通交付税：個々の地方公共団体の標準的な財政需要（基準財政需要額）が標準的な財政収入（基準財政収入額）を超える場合、その超える額すなわち財源不足額を交付

特別交付税：普通交付税で捕捉されない特別の財政需要のある団体に対して交付

地域活性化事業債：「緑の分権改革」の考え方の下、地方公共団体が行う事業を対象とした地方債

Ⅲ 電子自治体の推進

「行財政改革のカギ」として、「地域情報プラットフォーム」の導入を検討することをお勧めします。

地域情報プラットフォームの導入の促進

地域情報プラットフォームの狙い

地域情報プラットフォームとは、様々な情報システムが連携して業務を処理することを目指すものであり、情報システム同士の連携を実現させるために各情報システムが従うべき業務面や技術面のルール（標準仕様）のことであります。

地域情報プラットフォームの狙いは、それぞれの地方公共団体において、情報システム同士を連携させることにより、地方公共団体の情報システム改革（情報システムの効率化）を実現することです。地方公共団体における地域情報プラットフォームを活用したシステム再構築は、情報システムに係るコストの削減、行政業務の効率化、住民サービスの向上につながるものであり、地方公共団体において情報システムの役割が大きなものになっている現状を踏まえると、行財政改革のカギを握るものであると考えています。

また、地域情報プラットフォームの次の段階として、一つの地方公共団体の内部で情報システムを連携させるだけでなく、地方公共団体、国、民間の様々な情報システムを連携させることにより、地域において、より便利で効率的なサービスを実現することを目指しています。

地域情報プラットフォームの導入効果

地方公共団体においては、地域情報プラットフォームを導入することにより、次で述べるような効果が期待されます。

① 住民サービスの向上

システム間連携が実現することにより、住民にとっては、関係する複数の手続を一つの窓口で済ませたり、一回の電子申請で済ませることができるようになります。さらに、今後、他の地方公共団体、国及び民間との団体間連携も実現していくことにより、より便利で効率的なサービスを提供することが可能となります。

② 業務の効率化

システム間連携が実現することにより、あるシステムからデータを紙に出力し、別のシステムに手作業で入力する等、データの重複入力や重複管理などの無駄が省略され、業務が効率化されます。

③ 情報システムに係るコストの削減

地域情報プラットフォームというオープンな標準仕様を採用することにより、ベンダー間の競争環境が確保されます。これにより、特定ベンダーによる囲い込みが解消され、調達コストが削減されます。

地域情報プラットフォームの普及

地域情報プラットフォームについては、(財)全国地域情報化推進協会 (APPLIC) において、27業務に係る業務面のルール及び技術面のルールを定めた「地域情報プラットフォーム標準仕様書 (APPLIC-0010-2010)」が策定されています (URL <http://www.applc.or.jp>)。この標準仕様書には、地方公共団体内部でのシステム間連携に必要なルールが定められています (今後、複数団体間のシステム間連携に必要なルールを追加していく予定)。

総務省では、ベンダーに地域情報プラットフォームに準拠した製品の提供を、地方公共団体に地域情報プラットフォームを活用したシステム再構築を促進しており、多くの地方公共団体において、地域情報プラットフォームを活用したシステム再構築の検討・取組が始まっています。

総務省では、地域情報プラットフォームを活用したシステム再構築について、APPLIC と連携しながら、情報提供、助言、相談対応等の支援を行います。



また、APPLIC では、地方公共団体がシステム機器等のリース満期や法改正に合わせたタイミングでの業務の見直し等、システム再構築の際に地域情報プラットフォームを活用していただく為に「地域情報プラットフォームを活用した業務改善とシステム調達の手引き」を刊行し普及に努めています。更に防災分野、医療・健康・福祉分野、教育分野等を対象に、公共ネットワークを活用した公共アプリケーションについて、地域情報プラットフォームに準拠した標準仕様の策定、その活用方法の検討等が行われています。

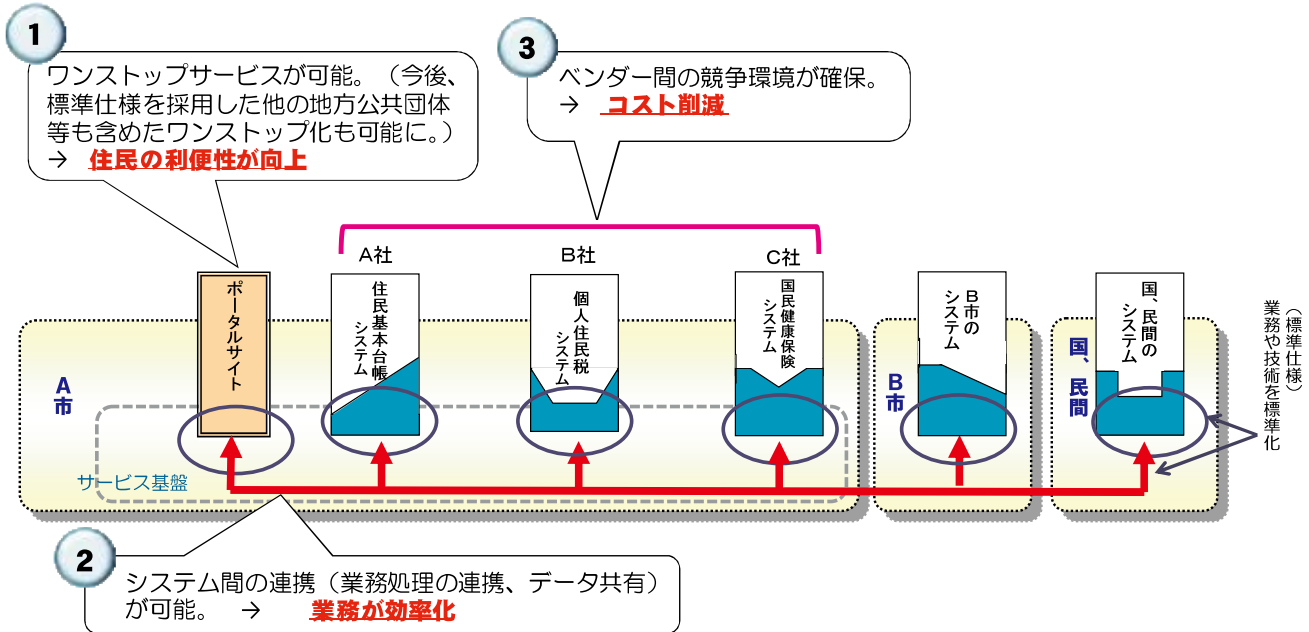
自治体クラウドへの対応

現在、総務省では、行政コストの大幅な圧縮、行政サービスの質の向上及び実質的な業務の標準化を図ることを目的に自治体へのクラウド導入を促進しています。自治体クラウドの導入にあたっては、地域情報プラットフォームを活用していくことにより、異なるクラウド間等の連携も含む様々なシステム間のスムーズな連携が実現し、業務の効率化や行政手続のワンストップサービス等、住民の利便性向上を図ることができます。

地域情報プラットフォームの導入効果

地方公共団体の情報システム(住民基本台帳、個人住民税、固定資産税等)について、地域情報プラットフォームを活用したシステム再構築を行うことにより、①住民サービスの向上、②業務の効率化、③コスト削減が可能。

…「行財政改革のカギ」

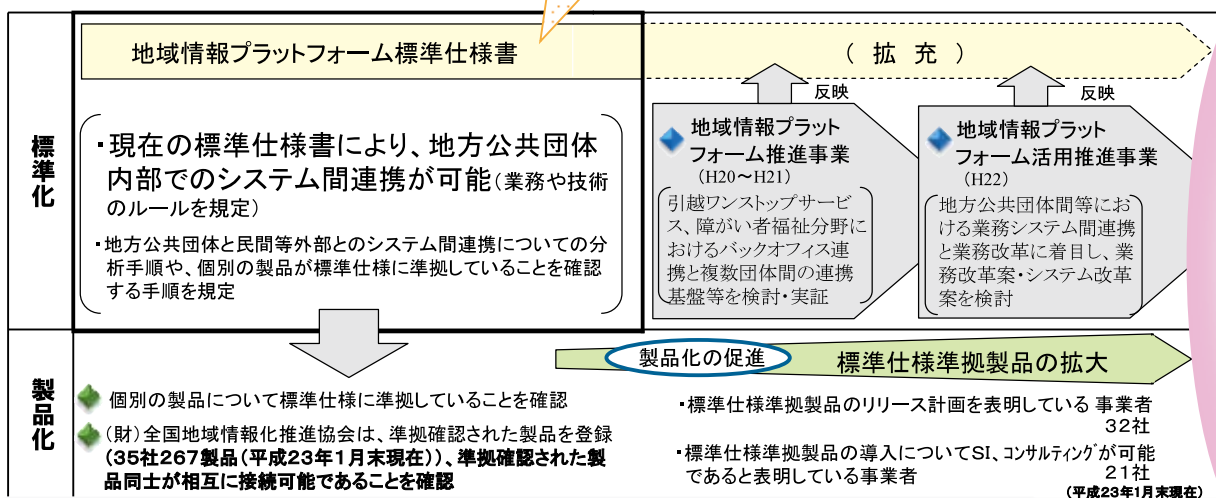


地域情報プラットフォームの普及促進

地方公共団体の業務のうち、27業務の情報システムについて標準化

標準仕様書で標準化された情報システム(27業務)

住民基本台帳	固定資産税	収納管理	後期高齢者医療	乳幼児医療	戸籍	人事給与
印鑑登録	個人住民税	国民健康保険	介護保険	ひとり親医療	住登外管理	文書管理
外国人登録	法人住民税	国民年金	児童手当	健康管理	財務会計	子ども手当
選挙人名簿管理	軽自動車税	障害者福祉	生活保護	就学	庶務事務	



「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査結果(平成22年4月1日現在)」(都道府県47団体、市区町村1750団体)

地域情報プラットフォーム標準仕様を活用したシステム再構築について、	<ul style="list-style-type: none"> すでに取り組んでいる自治体 166団体 (平成21年度までに運用開始 141団体) 行う予定の自治体 43団体 行う方向で検討中の自治体 94団体
-----------------------------------	---

地域情報プラットフォームを活用したシステム再構築の事例①

福岡県粕屋町(4万2千人)の事例

縦割りの壁をシステム再構築を機に突破、**PUSH型窓口サービス**を実現
「インテリジェント型総合窓口」開設までの取り組み

サービス改革・BPR・組織改革

- サービス改革: 住民目線でワンストップサービスを実現
- BPR: システム再構築を機に業務プロセスを全庁的に見直す
- 組織改革: 住民視点・自治体経営の視点で組織を再編

ICTが職員を支援しサービスの質を向上

- 住民満足度の向上
- 職員の負荷軽減・業務の効率化

住民目線の行政サービス(インテリジェント型窓口)



PUSH型サービス

- ✓ 必要な手続き、受けることができるサービスをご案内
- ✓ 個人および世帯の属性により、受けられる可能性のあるサービスのピックアップをシステムが支援し、職員の能力に依存しない均質なサービスを提供

ワンストップサービス

- ✓ 一つの窓口で複数の手続きを処理
- ✓ 対象とする手続き
 - ①住民記録・印鑑登録・戸籍・外国人登録
 - ②総合証明書交付
 - ③年金・手当て・国保資格・公費医療・長寿医療・ゴミ・学齢簿・水道…完結を目指す

住民を優しく迎えるサービスフロア

- ✓ 住民に優しい窓口、信頼できる窓口、プライバシー配慮、わかりやすいサイン
- ✓ 繁忙期にも柔軟な対応が可能なフラット&フレキシブルな窓口レイアウト

平成22年7月稼働

地域情報プラットフォームを活用したシステム再構築の事例②

福岡県北九州市(98万人)の事例

より分かりやすく便利な窓口をめざして
 —小倉北区役所でワンストップサービスを先行実施!!—

サービス概要

引越しや出産等による住民異動や戸籍の届出とあわせて、国民健康保険や子ども手当など、保健福祉関係の手続きのうち定型なものを一括して区役所市民課で受け付けます。(ただし、障害者やひとり親家庭に対する福祉サービス等、専門的な判断や相談が必要なものは各所管課で受け付けます。)

ワンストップサービスの具体例

父・母・小学校就学前の子が転入してきた場合

- 3つの窓口で4つの手続き
 - 市民課: 住民異動の手続き
 - 国民年金課: 国民健康保険の加入手続き
 - 保健福祉課: 乳幼児医療の受給申請手続き
 - 子ども手当の請求手続き

高齢者(75歳以上)が転入してきた場合

- 3つの窓口で4つの手続き
 - 市民課: 住民異動の手続き
 - 国民年金課: 後期高齢者の住所変更手続き
 - 国民年金課: 国民年金の住所変更ハガキの交付
 - 保健福祉課: 介護保険の資格取得手続き

身体障害者手帳をお持ちの方が転入してきた場合

- 3つの窓口で3つの手続き
 - 市民課: 住民異動の手続き
 - 国民年金課: 国民健康保険の加入手続き
 - 生活支援課: 身体障害者手帳の住所変更手続き

子どもが生まれた場合

- 3つの窓口で4つの手続き
 - 市民課: 出生の届出
 - 国民年金課: 国民健康保険の加入手続き
 - 保健福祉課: 乳幼児医療の受給申請手続き
 - 子ども手当の請求手続き

結婚した場合

- 2つの窓口で3つの手続き
 - 市民課: 増縁の届出
 - 市民課: 住民異動の手続き
 - 国民年金課: 国民健康保険の加入手続き

父・母・小学校就学前の子が転出する場合

- 3つの窓口で4つの手続き
 - 市民課: 住民異動の手続き
 - 国民年金課: 国民健康保険の喪失手続き
 - 保健福祉課: 乳幼児医療証の返還
 - 子ども手当の喪失手続き

ワンストップサービスの実現

1つの窓口で複数の手続き
 市民課

効果

<業務の効率化>

・新システムによる業務支援

新システムを活用して複数の手続きを一括して処理するなどの業務の効率化を図ります。

<市民サービスの向上>

①利便性の向上

複数の手続きを一つの窓口で済ませることができます。

②手続きの漏れ防止

新しいシステムの活用により、来庁者に必要な手続きを選定してご案内します。



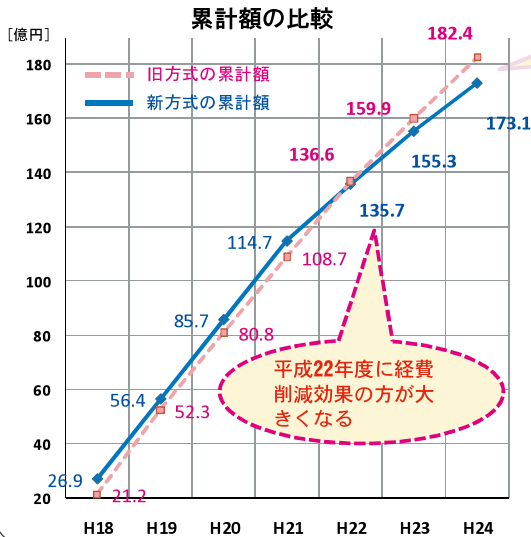
平成22年10月稼働

地域情報プラットフォームを活用したシステム再構築の事例③

東京都江戸川区(人口68万人)の事例

大型汎用機と縦割り個別システムを中心とした現状体制上の課題解決と、更なる「住民サービス向上」、「事務処理の効率化」を目的に、平成18年度から情報処理体制再整備事業を展開。全庁最適を実現するため、地域情報プラットフォーム標準仕様を採用した共通基盤及び業務システム(住民基本台帳、個人住民税等)の構築を順次推し進め、平成22年度中には大型汎用機からの完全移行を完了した。

ICT全体経費は、旧方式を継続した場合と比べ、再整備当初は一時的に大きな経費が必要になるが、完全移行後の平成22年度以降は経費削減効果の方が大きくなる見込み。



7年間の累計で
約9億円の削減

大型汎用機から完全移行した
平成22年度以降
約25億円/年→約20億円/年
(△約5億円/年)
20%の削減効果期待

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
新方式	単年度経費	26.9	29.5	29.3	29.0	21.0	19.6	17.8
	累計額(イ)	26.9	56.4	85.7	114.7	135.7	155.3	173.1
旧方式	単年度経費	21.2	31.1	28.5	27.9	27.9	23.3	22.5
	累計額(ロ)	21.2	52.3	80.8	108.7	136.6	159.9	182.4
累計額の差額(イ)-(ロ)		5.7	4.1	4.9	6.0	△0.9	△4.6	△9.3

■ : 旧方式(大型汎用機+現行システムを継続した方式)で運用した場合の経費予測

■ : 新方式(「地域情報プラットフォーム」を活用したシステム再構築を行った場合)の経費予測

【参考: 江戸川区情報処理体制再整備計画】

Ⅲ 電子自治体の推進

自治体CIO育成研修

世界一便利で効率的な電子行政を実現するため、地方公共団体における情報資産の適切な管理、業務の効率化及び効果的な地域情報化の展開等に対応できる人材(最高情報統括責任者(CIO)等)の育成研修を実施。

施策の目的

電子自治体の構築に総合的に対応できる知識・スキルを有する人材の育成のために、ITガバナンスの強化及びIT投資の評価及び業務システムの最適化、調達運用設計等の自治体CIOに求められるスキル向上を目的としています。

※CIO：当該団体におけるすべてのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理や情報セキュリティに関する権限及び責任を有する者のこと。(Chief Information Officer：最高情報統括責任者)

施策の概要

総務省が平成17年度から20年度までに開発した地方公共団体の現状に合わせた実践的な研修教材を活用し、財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)が研修を実施します。

(1) 受講対象・実施状況

CIOあるいはCIOを支える部署の管理職又はそうした役職となることが期待されている地方公共団体職員。

6年間であわせて18講座を実施しており、のべ353名(124団体)が研修を修了しています。平成23年度からは、平成22年度までの4コースの実績を活かし、継続性と整合性を持たせた上でよりニーズの高い課程を選定し、下記の2コースにて実施する予定です。

(2) 平成23年度に開催する講座(予定)

講座名 IT投資評価・ガバナンス編

講座内容 ITガバナンスの必要性と全体像からIT政策・IT投資の評価などにおける地方自治体が直面する課題について、技術的な観点だけでなくプロジェクトマネジメントといった管理的視点も学べる講座

講座名 全体最適化と調達・運用設計編

講座内容 情報システム最適化の考え方から手法、システム調達や運用設計などにおける問題や課題の分析など実践的な内容に重点をおいた講座

(3) スケジュール

事前学習(e-ラーニング) <2か月程度>	集合研修 <5日間>	事後学習(e-ラーニング) <4か月程度>
●基礎知識の獲得 ●受講生のレベル合わせ ●事例紹介 ●情報交換	●講義、演習 ●グループ討議 ●情報交換	●演習成果の講評 ●掲示板での継続議論 ●事例紹介 ●情報交換

沖縄国際情報特区構想の推進

総務省では、沖縄のアジア・太平洋地域における情報通信ハブ実現の加速化や国内外の情報通信関連企業誘致の促進をめざし①情報通信産業の集積・振興 ②人材の育成・確保と研究開発の促進 ③情報通信基盤の整備の3つの基本的な方向性に沿って施策を実施しています。

沖縄情報通信産業振興税制

沖縄振興特別措置法では、「情報通信産業振興地域」及び「情報通信産業特別地区」を指定し、それぞれの区域に立地する情報通信関連企業は税制優遇措置を受けることができます。

●税制優遇措置の内容

	優遇項目	優遇措置の概要
国税	所得控除制度(※)	情報通信産業特別地区において新たに設立された常時雇用者数10名以上の企業について、新設後10年間、所得の35%につき、法人税の課税所得から控除されます。
	投資税額控除	新たに取得した機械、建物等の価格の一定割合が法人税から控除されます[機械・装置、器具・備品15%、建物8%(ただし法人税額の20%以内)、繰越4年、投資上限額20億円]
地方税	事業所税の非課税等	情報通信産業の事業のための施設を新設した場合の事業所税について、資産割の課税標準の対象床面積を5年間1/2控除されます。
	特別土地保有税の非課税	情報通信産業の事業のために土地を取得して、設備を増設した場合、特別土地保有税が非課税になります。
	地方交付税による減収補填措置	事業税、不動産取得税、固定資産税が減免されます(県や市町村の税収が減った場合、地方交付税によって補填されます。)

いずれかを選択

※所得控除制度は情報通信産業特別地区にのみ適用され、同地区では所得控除制度又は投資税額控除のいずれかを選択できます。

情報通信産業振興地域

●指定地域 (24市町村)

那覇市、宜野湾市、宮古島市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、本部町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、八重瀬町、南風原町、宜野座村、うるま市、南城市、金武町、恩納村

●対象業種

情報通信関連6業種(①ソフトウェア業、②情報処理・提供サービス業、③放送業、④映画・ビデオ等制作業、⑤情報記録物製造業、⑥電気通信業)、情報通信産業以外の業種のコールセンター業務

情報通信産業特別地区

●指定地区 (2地区)

名護・宜野座地区(名護市、宜野座村)、那覇・浦添地区(那覇市、浦添市)

●対象企業

特定情報通信事業(データセンター、インターネット・エクスチェンジ、インターネット・サービス・プロバイダ)で、地区内に新たに設立された法人であり、10名以上の従業員を常に雇用している等の一定条件を満たす企業

担当課 情報流通行政局地域通信振興課 03-5253-5758
 沖縄総合通信事務所情報通信課 098-865-2304

連絡先一覧

総務省

〒100-8926
千代田区霞が関2丁目1の2
中央合同庁舎第2号館
<http://www.soumu.go.jp/>
電話 03-5253-5111

(連絡先は各施策をご覧ください)

東海総合通信局

〒461-8795 名古屋市東区白壁1丁目15-1
名古屋合同庁舎第3号館
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/>
電話
情報通信部情報通信連携推進課 052-971-9315
情報通信振興課 052-971-9405
放送部放送課 052-971-9148
有線放送課 052-971-9407
無線通信部陸上課 052-971-9213

北海道総合通信局

〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1
札幌第1合同庁舎
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/>
電話 011-709-2311
情報通信部電気通信事業課 (内) 4708
情報通信振興課 (内) 4716
放送課 (内) 4664
有線放送課 (内) 4674
無線通信部陸上課 (内) 4643

近畿総合通信局

〒540-8795 大阪市中央区大手前1丁目5-44
大阪合同庁舎第1号館
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/>
電話
情報通信部情報通信連携推進課 06-6942-8546
情報通信振興課 06-6942-8521
放送部放送課 06-6942-8568
有線放送課 06-6942-8571
無線通信部陸上第一課 06-6942-8553

東北総合通信局

〒980-8795 仙台市青葉区本町3丁目2-23
仙台第2合同庁舎
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/>
電話
情報通信部情報通信連携推進課 022-221-9578
情報通信振興課 022-221-0711
放送部放送課 022-221-4710
有線放送課 022-221-0705
無線通信部陸上課 022-221-0747

中国総合通信局

〒730-8795 広島市中区東白島町19-36
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/>
電話
情報通信部情報通信連携推進課 082-222-3481
情報通信振興課 082-222-3324
放送部放送課 082-222-3385
有線放送課 082-222-3388
無線通信部陸上課 082-222-3363

関東総合通信局

〒102-8795 千代田区九段南1丁目2-1
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/>
情報通信部情報通信連携推進課 03-6238-1682
情報通信振興課 03-6238-1693
放送部放送課 03-6238-1705
有線放送課 03-6238-1723
無線通信部陸上第一課 03-6238-1762

四国総合通信局

〒790-8795 松山市宮田町8-5
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/>
電話
情報通信部電気通信事業課 089-936-5043
情報通信振興課 089-936-5061
放送課 089-936-5038/5039
無線通信部陸上課 089-936-5066

信越総合通信局

〒380-8795 長野市旭町1108長野第1合同庁舎
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/>
電話
情報通信部情報通信振興室 026-234-9974
放送課 026-234-9939/9993
無線通信部陸上課 026-234-9984

九州総合通信局

〒860-8795 熊本市春日2丁目10-1
熊本地方合同庁舎
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/>
電話
情報通信部情報通信連携推進課 096-326-7319
情報通信振興課 096-326-7826
放送部放送課 096-326-7307
有線放送課 096-326-7878
無線通信部陸上課 096-326-7853

北陸総合通信局

〒920-8795 金沢市広坂2丁目2-60
金沢広坂合同庁舎
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/>
電話
情報通信部電気通信事業課 076-233-4421
情報通信振興室 076-233-4431
放送課 076-233-4492/4493
無線通信部陸上課 076-233-4484

沖縄総合通信事務所

〒900-8795 那覇市東町26-29 4階
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/okinawa/>
電話
情報通信課 098-865-2304
無線通信課 098-865-2306

総務省

この冊子は再生紙を使用しております。